

## 関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令案要旨

1. 特恵原産地の認定基準となる実質的な変更を加える加工又は製造について、繊維製品につき僅少の非原産品の原材料からの加工又は製造を考慮しないものとするとともに、ニット製衣類等につき原産品としての資格を与えるための条件を緩和する等所要の規定の整備を行うこととする。（関税暫定措置法施行規則第9条及び別表関係）
2. その他所要の規定の整備を行うこととする。
3. この省令は、平成23年4月1日から施行することとする。